

とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等 業務に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務（以下「本業務」という。）について、本業務の目的及び内容に最も適した業者を選定するためのプロポーザルを実施するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 業務概要

業 務 名	とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務
業 務 内 容	別添「とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり
履 行 期 間	契約締結日から令和 9 年 2 月 2 6 日（金）まで
提 案 限 度 額	3, 1 7 4, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税の額を含む）
業務委託料の 支 払 方 法	本業務完了後、一括払い

3 スケジュール

公 募 開 始	令和 8 年 7 月 2 1 日（火）
質 疑 書 の 受 付 期 限	令和 8 年 7 月 2 9 日（水） 午後 5 時まで
質 疑 書 の 回 答 期 限	令和 8 年 7 月 3 1 日（金）まで
参加表明書等の提出期限	令和 8 年 8 月 3 日（月） 午後 5 時まで
企画提案書等の提出期限	令和 8 年 8 月 2 1 日（金） 午後 5 時まで
選 定 委 員 会 の 開 催	令和 8 年 9 月上旬
審 査 結 果 の 公 表	令和 8 年 9 月中旬
契 約 締 結	令和 8 年 9 月下旬

※なお、上記予定は変更する場合がある。

4 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 過去 5 年間に、本業務と同種または類似の業務委託の実績を有する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に基づく資格制限を受けていないこと。
- (3) 公募開始の日から契約締結までのいずれの日においても、指名停止処分の措置を受けていないこと。
- (4) 呉市の契約に係る暴力団等排除措置要領に規定する暴力団等でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

5 書類の提出先

事務局	呉市産業部観光振興課企画グループ
所在地	〒737-8501 呉市中央4丁目1番6号（市役所本庁舎5階）
電話	0823-25-3309
ファックス	0823-25-7592
メールアドレス	kankou@city.kure.lg.jp

6 提出書類の配布方法

配布方法	呉市ホームページからダウンロードすること。 ※呉市ホームページ（ https://www.city.kure.lg.jp/ ） トップ>しごと情報>募集>プロポーザル
配布期間	令和8年7月21日(火)から令和8年8月21日(金)午後5時まで

7 質疑書の受付と回答

受付期間	令和8年7月21日(火)から令和8年7月29日(水)までの午前9時から午後5時まで。（土曜日・日曜日・祝日を除く）
提出方法	1 質疑書（様式1）を事務局へ電子メールにより送信すること。 なお、電子メール以外での提出は受け付けない。 事務局メールアドレス： kankou@city.kure.lg.jp 2 電子メールの標題に「とびしま海道コンテンツ造成等のプロポーザルに係る質疑書」の文字列を入力すること。 3 送信後、事務局に電話をして受信を確認すること。
回答方法	1 質疑書を受けてから呉市役所開庁日の概ね3日以内に、呉市ホームページへ質疑に対する回答を掲載する。なお、質疑者の事業所名や氏名等は公表しない。ただし、質疑の内容により回答できない場合がある。 2 質疑に対する個別の回答は行わない。 3 回答に対する問い合わせ及び異議申立ては、一切受け付けない。
備考	ホームページに掲載した回答の内容は、本要領等の内容の追加又は修正とみなす。

8 参加表明書の提出

受付期間 及び時間	令和8年7月21日(火)から令和8年8月3日(月)までの午前9時から午後5時まで。（土曜日・日曜日・祝日を除く）
提出方法	事務局へ持参又は郵送（受付期間及び時間内に必着とし、郵送の場合は配達完了が確認できる書留郵便に限る。）により提出すること。
提出書類	次の書類を各1部提出すること。 1 参加表明書（様式2） 1枚以内

	2 会社概要を示す資料 (A 4 判 1 枚に会社名, 住所, 設立年月, 資本金, 職員数等を記載しているもの。様式は任意とし, 会社のリーフレット等でも可とする。) 3 法人税, 消費税及び地方消費税の滞納がない証明書 (国税通則法施行規則別紙第 9 号書式その 3 の 3) ※税務署で申請日前 3 カ月以内に作成されたもの。写し可。
--	--

9 企画提案書等の提出

(1) 企画提案項目

本プロポーザルに当たっては, 次の全ての項目について, 提案を行う。

- ア 本業務に対する基本的な考え方と業務遂行に当たってのポイント
- イ 本業務に対する取組方針
- ウ その他, 本業務の過程において必要と考えられる事項及び独自の提案・工夫等

(2) 提案書類

提出物	様 式	特記事項
企画提案書の表紙	様式 3	
企画提案書	任 意	A 4 判 (A 3 判は折り込み), 横書き, 文字サイズは 10.5 ポイント以上とし, 文字等の色は指定しない。
業務実績調書	様式 4	過去 5 年間の本業務と類似の業務委託実績を記載すること (10 件を超える場合は 10 件までとし, その契約書の写し等を添付すること。)
見積書	様式 5	算出根拠を記した資料も添付すること。

(3) 提出部数, 期限及び方法

提出部数	正本 1 部 副本 8 部 ※正本がカラー印刷を含む場合は, 副本もカラー印刷とすること。
提出場所	5 に同じ
提出期限	令和 8 年 8 月 21 日 (金) 午後 5 時必着
提出方法	8 提出方法に同じ

(4) 提出に当たっての留意事項

- ア 提案は, 1 者につき 1 提案とする。
- イ 表紙を除いては, 会社名等の提案者が特定される情報は記載しないこと。
- ウ 表紙及び目次を除いて, 企画提案書には通し番号又はページを付すること。
- エ 市販の A 4 判 2 穴ファイル等に編冊すること。その際, 編冊した状態で, 提案書の内容が読めるようにすること。また, 提案書はホッチキス等で留めないこと。
- オ 提出された企画提案書を受理した後, 提案者による加筆及び修正は認めない。

カ 企画提案書等提出を受けた書類は、提案者に返却しない。

10 辞退

参加表明書提出後に辞退をする場合は、令和8年8月14日（金）午後5時までに、辞退（取下）届出書（様式6）を事務局に提出（8提出方法に同じ）する。

11 提案の無効

次のいずれかに該当する提案は無効とする。

- (1) 提出された書類の提出方法，提出先，期限に示された条件に適合しない場合
- (2) 提出された書類に虚偽の記載がある場合
- (3) 委託限度額を超えた場合
- (4) 提案者が，本要領提示の日から当該業務委託の契約の日までの間に，呉市から指名停止等の措置を受けた場合
- (5) 提案者が，契約締結日までに会社更生法（平成14年法律第154号）の規定に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく再生手続き開始の申立てがなされた場合
- (6) 提案書等の内容により，提案者を特定することができる表現等をした場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすような不誠実な行為を行った場合

12 企画提案書の審査方法

- (1) 審査は，とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行う。なお，選定委員会は，非公開とする。
- (2) 採点は，本要領中の別表1「とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務委託事業者選定審査基準」（以下「審査基準」という。）に基づいて行い，選定委員が採点した各項目の平均点の合計が高い順から優先交渉権者及び次点交渉権者を決定する。
- (3) 応募が1者の場合においても，審査を行い，前項の合計点数が60点以上の場合は，優先交渉権者とする。応募者全てが60点に満たなかった場合は，再度募集する。

13 選定結果の公表

- (1) 選定委員会による選定結果については，参加事業者全員に通知する。また，選定結果の公表に当たっては，優先交渉権者及び次点交渉権者名を呉市ホームページ上で公開する。
- (2) 選定結果に関する問い合わせ，異議申し立ては，一切受け付けない。

14 契約手続き等

- (1) 選定委員会により選定された優先交渉権者と，提案内容に基づき協議を行い，必要に応じて修正を行う。その後，両者協議が整い次第，本業務に係る随意契約を締結する。（地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）
- (2) 呉市と優先交渉権者の本業務に係る随意契約を締結するための協議が整わなかった場合，又は優先交渉権者が辞退又は本実施要領の規定に違反した等の理由により，業務を受託できなくなった場合は，次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行う。

15 その他

- (1) 本プロポーザルに係る一切の経費は、全て提案者の負担とする。
- (2) 企画提案書作成時において入手した市独自の情報、個人情報 は適正に管理し、情報漏洩及び不正使用等を行わないこと。
- (3) 呉市は、提出された書類を本プロポーザルによる委託業者選定以外の目的に無断で使用しない。なお、呉市が本プロポーザルに関する報告又は公表等のために必要な場合は、事業者の承諾を得ずに提出書類を無償で利用・複製をすることができるものとする。
- (4) 提出書類は、呉市情報公開条例（平成11年呉市条例第1号）に基づく情報公開請求の対象となり、非公開とすべき部分を除き公開することがある。
- (5) 採択された企画提案書の著作権は、呉市に帰属するものとする。
- (6) 提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、プロポーザル参加者が負う。
- (7) 企画提案書の提出後に辞退する際には、辞退（取下）届出書（様式6）を提出するものとする。
- (8) 本要領に規定されていない事項が発生したときは、選定委員会と呉市産業部観光振興課が協議して決定する。

別表 1

とびしま海道観光コンテンツ造成・マーケティング調査等業務
に係る事業者選定審査基準

評価基準 評価項目	評価の着目点	配点
業務実績	・ 同種又は類似の業務の実績	10点
	・ 本業務を遂行するために必要な知識・専門性の有無	10点
業務実施体制	・ 本業務遂行のための人員（責任者、担当者等）の適切な配置	10点
	・ 責任者、担当者等の経験や実績，業務に必要な知識・知見の有無	10点
企画提案内容	・ 本業務に対する取組方針	10点
	・ 本業務に対する基本的な考え方と業務遂行に当たってのポイント	15点
	・ 本業務の経過において必要と考えられる事項及び独自の提案・工夫等	15点
	・ 本業務を行うための適正なスケジュール	10点
提案価格	・ 経費の妥当性	10点
合 計		100点